

右側交通に關する件(一)

大官... 昭和十一年七月十五日

聯合軍總司令部の意向に基き、**路面交通を右側交通に改めることとし、**政府に於て發する實地命令は五十日の準備期間を設け、本月初旬了と共に左の要領に依り直ちに右側交通を完成せしめる。

一、一般交通に付て
人及馬路交通に關しては、右準備期間中に右側交通の周知徹底を固本と共に必要事項を決定し、事故防止に努むる。

二、自動車に付て
トヨタ等が採用車に備ては、**改修の改造を必要とし、**バスに付ては行に交通上厄目と認めらるる路線の再編等、改道時刀等を考へて、本年改修し、二年以内完了することとする。

(註) 車輛数

所要材料	三〇六〇
銅	二二〇〇
セメント	二六〇〇立米
所要經費	一五六〇〇〇〇〇圓

路面電車に付て

施設の本格的改修に付てはポイント等の材料、製造時刀等を考へて、順次地域を指定し、工事期間を定めて實施し、三年以内之を完了する。

尚、一路線の一部分路頭を使用する地方等、道路に對しては、備分の間左側通行の例外を認めらる。

(註) 所要材料

銅	三五〇〇
木	四九〇〇立米 (枕木 四七〇〇立米 含む)
セメント	四七〇〇
銅	七〇
所要經費	一三三〇〇〇〇〇圓

一、本件實施上必要關係法令の制定又は改正をする。
二、本件實施に伴ふ必要な諸費用は政府に於て之を負担する。
三、本件實施に必要を要する労働、食糧等の確保に關しては、關係官に於て各々の責任を盡すこととする。